

きくち

けんたろう

2021 (令和3年) 4月



令和3年度県議会文教公安委員会委員長

日向に顔を出した福寿草を見つけ、春の到来に安堵します。暖かな日差しに全身が解きほぐされていく解放感こそ、春の偉大さを物語っているのかもしれませんが。皆様におかれましても、待たれた雪国の春に喜びを感じていることと思います。新型コロナウイルスと一年、終息を願いながら、令和3年度が始まりました。

今年度も引き続きご支援ご協力の程をお願い申し上げます。

さて、今冬は厳冬多雪、豪雪だったように思われています。新型コロナウイルス感染拡大に冷え込む社会状況と相まって、厳しさは痛烈でした。しかし、ひと冬の降雪量としては、実は思ったほど多くありませんでした。3月27日現在のむつ市の累積降雪量は367cm、平年の65%です。厳寒に雪が解けず、積りつづけた雪の山に、大雪と感じたのだと思います。これも地球温暖化に由来する異常気象なのかもしれません。脱二酸化炭素、地球温暖化防止が叫ばれてから久しいのですが、我が国も、ようやくカーボンニュートラルへ動き出すこととなりました。これで地球環境は改善かと思いきや、新型コロナ感染拡大に、人類はまた、新たな難題に直面しています。文明が進み、多種多様な武器を手に入れたように思っていますが、実は反比例して脆弱なのかもしれません。我々は、今こそ、全ての物との距離感を考えなければならないと考えます。いま、ソーシャル・ディスタンス（社会的距離）からフィジカル・ディスタンス（物理的距離）に言い方を改める動きがあります。既に現実化しているグローバル化やボーダーレス化も、今一度、距離感を考えることが必要なのだと思います。

そのことなどを思いながら、令和2年度最後の議会、2月定例会で一般質問に立ちました。つきましては、質問に対する県の答弁内容をまとめた活動報告書を送らせていただきます。

ご一読いただければ幸いです。

最後になりますが、皆様のご健勝をお祈り申し上げます。

令和3年4月吉日

青森県議会議員 菊池憲太郎

令和3年2月第305回定例会 一般質問 (令和3年3月8日)

要旨

令和3年2月22日、第305回定例会が開会した。過去最高の7186億円となった2021年度一般会計予算案など52議案を審議して、3月22日閉会した。今定例会で3月8日、一般質問に立った。通算16回目である。

昨年の10月、菅総理は、所信表明演説において、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言した。近年の異常気象による大規模災害は、地球温暖化が原因とも言われており、脱炭素社会の実現は世界が一丸となって目指すべき課題である。従って、今回の質問は、このカーボンニュートラルから口火を切った。

令和3年2月17日から新型コロナワクチンの接種が始まった。また、大阪や愛知などの6府県では、2月末で緊急事態宣言が解除されたが、首都圏の1都3県は延長された。感染から1年が過ぎ、全国の飲食・宿泊・観光業者のひっ迫度は増すばかり。給付金の支給などの支援が必要であると考えことから、県の取組を質した。その他、無形民俗文化財の保護強化、下北地域の道路整備状況と航路維持、沿岸漁業の振興、がん対策、医師不足対策、いじめ問題などを質問した。県の答弁は以下のとおりである。

質問 原子力政策について

Q 原子力関連施設の審査状況について

- (1) 国は、2050年カーボンニュートラルを目指し、確立した脱炭素技術である原子力を最大限活用していくとしているが、一方で、運転停止と建設中断から10年を迎えようとしている中、国の審査が長期化している状況について、県の見解は！

答弁：若木エネルギー総合対策局長

脱炭素とエネルギーの安定供給の両立の観点から重要な電源とされる原子力発電所の稼働等については、何よりも安全の確保が第一であり、事業者が新規規制基準への適合に万全を期し、原子力規制委員会による安全性の確認を受けることが前提であると考えている。

しかし、新規規制基準への適合性審査が長期間に及んでいることや、立地地域にとって原子力施設の安全性確認は緊急を要していることなどの状況を踏まえ、原子力規制委員会に対し、厳正かつ迅速な審査が行われるよう審査体制の充実・強化に加え、審査手順の改善などについて、原子力発電関係団体協議会等として、重ねて要

請してきたところだ。

県としては、国において、国民生活と産業経済の維持に欠かせないエネルギーの安全保障を大前提とした政策を進め、また、国・事業者に対しては、県民の安全・安心の確保に向けた対応が十分に取られるよう、引き続き求めていきたいと考えている。

※昨年10月、菅内閣総理大臣は所信表明演説において、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言。この中で原子力については、「省エネルギーを徹底し、再生可能エネルギーを最大限導入するとともに、安全最優先で原子力政策を進めることで、安定的なエネルギー供給を確立します」と発言。

※宣言を踏まえ国が策定した「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」では、「原子力については、確立した脱炭素技術である。可能な限り依存度を低減しつつも、安全性向上を図り、引き続き最大限活用していく。」とされた。



使用済燃料中間貯蔵施設の共同利用について

- (1) むつ市の使用済燃料中間貯蔵施設について、国・事業者の共同利用構想に対し、地元が発しているとの報道があるが、知事と国・事業者との間でどのようなやり取りがあったのか！

答弁：若木エネルギー総合対策局長

昨年12月、電気事業連合会から県に対し、昨年10月に開催された核燃料サイクル協議会において県から要請した事項に係る取組等について報告があった際、むつ市の使用済燃料中間貯蔵施設の共同利用の件についても話があった。内容は次のとおり。

◆電気事業連合会から

使用済燃料対策について、各社の取組として、発電所構内の乾式貯蔵等の取組を進めている。

今般、業界全体の連携・協力として、リサイクル燃料貯蔵株式会社が建設を進めている、むつ中間貯蔵施設の共同利用の検討に着手したいと考えている。

共同利用は、電力各社の使用済燃料対策の選択肢を広げる点で有効であり、かつ業界全体としての使用済燃料貯蔵の補完性・柔軟性を高める。また、再処理事業と連携して、適切に運用することにより、原子燃料サイクルの確立に一層資する。

むつ中間貯蔵施設の共同利用については、地元の了解と安全確保が大前提である。

現時点で、個社の共同利用を確定するものではなく、今後、地元の理解を得る努力をしながら、共同利用化の検討を進めていきたいと考えている。

◆電気事業連合会に同行してきた国から

前日に、電気事業連合会会長が梶山経済産業大臣に報告をした際に、大臣から、使用済燃料対策における

事業者連携の取組として、むつ中間貯蔵施設の共同利用という形で新たな選択肢を検討することは、核燃料サイクル政策を推進する上で大きな意義がある。本件は、新たな提案であり、まずは地元の青森県やむつ市に対して丁寧に説明し、理解をいただくこととした、との発言があったことを紹介した上で、今後とも丁寧にコミュニケーションを取り、地元の理解が得られるよう、しっかり主体的に対応を進めていく旨の発言があった。

共同利用構想について、知事はどのように考えているのか伺いたい。

答弁：三村知事

むつ中間貯蔵施設の共同利用については、国及び電気事業連合会は地元の理解を大前提として検討に着手したいとしたところであり、共同利用の具体的な内容がなく、私からは「聞き置く」とした上で、国が前面に立ってしっかりとした説明をする必要があると伝えている。

中間貯蔵施設をはじめ原子力・核燃料サイクルの問題は、ひとつの立地地域だけの問題ではなく、国策そのものの問題であり、国が政策的観点から前面に立ってしっかりと具体的に対応していただかなければ、ひとつの立地地域だけに問題が押し付けられかねないものと考えている。

むつ中間貯蔵共用案「有益性否定しない」

菊池県議が持論

使用済み核燃料中間貯蔵施設（むつ市）の電力各社による共同利用案を巡り、菊池憲太郎議員（自民）＝同市選挙区＝が8日の青森県議会定例会一般質問で、「（共用案は）中間貯蔵の意義や事業の有益性を全くもって否定するものではない」と地域振興への期待をにじませた。

むつ中間貯蔵は東京電力と日本原子力発電の利用を想定する施設。共用案を巡り、宮下宗一郎市長が「共用化ありきの議論は

できない」と反発。一方で、関西電力は共用案を福井県外で探す一時保管先の候補地として同県に提示した。

菊池氏は関電を念頭に「関東を通り越して関西の人が家主（地元）の断りもなく、勝手に借り受けようとする大々的に発表すれば誰でも反発をする」と持論を展開した上で、「地元の企業として進めてきた東電の姿勢とは全く異なる」と指摘した。

ただ、「せっかくの機会だから、これ（共用案）をてこに地域の課題解決に取り組むべきじゃないか」という意見もある」と説明。

議場にいた三村申吾知事には答弁を求めなかったが、「（時期が来たら）多様な意見に耳を傾け、立地地域と県民にとって何が幸せか、どうすればいいかを十分に考慮した上で判断してほしい」と要望した。

（桑田友人）

（デーリー東北／令和3年3月9日）

要 望

使用済み核燃料中間貯蔵施設の共同利用について

この問題は、実質的に何かが動き出したわけではないが、関東を通り越して関西の人が、家主の断りもなく、勝手に借り受けしようということで、世間に大々的に発表すれば、だれでも反発をするのだと思う。そういった意味からすれば、立地当初から地元と一体となって、地元の企業として、一から事業を進めてきた東京電力のスタンスとは異なるものである。地元と一体となって事業構築をするという姿勢であ

れば、もっと別な対応があったのではないかと。確かにありえない進め方であると思う。しかし、中間貯蔵の意義や事業の有益性については、否定すべきものではない。また、折角の機会であるから、これを梃子にして地域の課題解決に取り組むべきではないかという意見もある。

今後、いよいよ知事がこの問題の判断を求められる時期が来た場合、多様な県民の意見にしっかりと耳を傾けてほしい。立地地域、県民にとって何が幸せなのか、どうすればいいのかを十分に考慮したうえで対応していただきたい。

むつ中間貯蔵施設共用案に関わる主な発言

県 議	県 側
	【三村知事】地元理解、具体的な内容がない現状では申し上げることはない。 原子力・核燃料サイクルの問題は国策そのものの問題。国が政策的観点から前面に立って具体的に対応しなければ一つの立地地域だけに問題が押しつけられかねない
	【若木エネルギー総合対策局長】今後の進め方について固まっていることはない。 05年当時とは原子力を取り巻く状況、環境が大きく異なっている。その中で施設の活用の在り方についても検討され、状況変化に応じて共用案が提案されたら受け止めている
菊池憲太郎氏（自民）	共用案は当初から地元と一体となって事業を進めてきた東電の発想と全く異なる（一般質問）

（東奥日報／令和3年3月23日）

質問 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店の支援について

- (1) 緊急事態宣言が全国的に大きな影響を与えている状況を踏まえ、給付金の支給など、対象地域以外の飲食店に対する支援が必要であると考えられるが、県はどのように取り組んでいくのか！

答弁：相馬商工労働部長

先月開催された全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部会議において、持続化給付金や家賃支援給付金の再度の支給や要件緩和、雇用調整助成金の特例措置の更なる延長などについて、国の責任において地域の経済・雇用情勢を踏まえた支援策を講じるよう、知事から強く提案し、全国知事会がこれらの内容を緊急提言として取りまとめ、国に要望を行った。

県としては、全国知事会等を通じて、引き続き持続化給付金の再度の支給等について強く国に要望していくとともに、必要な資金繰り支援策や需要開拓、販売促進

等につながる助成措置と併せて、社会経済環境の変化等に対応した新たな事業活動を促進していくための助成措置など、コロナの先を見据えた取組を展開しながら、飲食店をはじめとした県内事業者に対する継続的な支援に取り組んでいく。

飲食業支援県に要望
県内2団体
新型コロナウイルス感染症によって飲食業の事業継続が危機にひんしているとして、県料理飲食業生活衛生同業組合（浪内進理事長）と県調理師会（浪内通会長）は9日、県に対し、需要喚起キャンペーンを通じた経営支援やさらなる給付金支援などを求める要望書をそれぞれ提出した。



（東奥日報／令和3年2月10日）

Q 年度末・年度始めにおける他県との往来について

（2）新型コロナウイルス感染症が収束しない中、これから進学、就職、転勤等により他県との往来が増える時期となるが、他県との往来に係る注意喚起について、県の考え方は！

答弁：貝守危機管理局长

去る1月の緊急事態宣言発出を踏まえ、本県においては、県民の皆様に対して、対象区域となっている特定都道府県との不要不急の往来は控えていただくようお願いしているところだ。

また、特定都道府県以外であっても、感染症患者が多数発生している地域への移動については、移動先の感染状況を踏まえ慎重に判断していただくとともに、移動先の自治体を実施する措置に従って慎重に行動していただくようお願いしている。

更に、年度末、年度初めに向けては、3月、4月は進学、就職、転勤等により他県との往来が増える時期になることから、御自身はもとより家族や友人に感染を拡大させないため、感染症患者が多数発生している地域から本県に移動してくる方に対しては、基本的な感染予防対策を徹底すること、移動前2週間程度は、感染リスクが高まる行動を控え、健康観察を徹底していただくこと、及び移動後2週間程度は、不要な外出を控えることなど、感染対策を徹底していただくようお願いしているところだ。

再質問

答弁では、直接的な現金支給の予定がないとしているが、その必要性がないという考えなのか、財源がないのか、出来ない、しないということの理由は何か！

答弁：相馬商工労働部長

経営の安定を図ることについては、これまで実施してきた資金繰り支援等について、新年度に市町村の協力も得ながら、引き続き取り組みを進める。緊急事態宣言の延長やGoTo事業の停止により、飲食店事業者が大きな影響を受けていることの支援については、国において地域の実情に応じた公平な支援策を講ずるべきであると考えており、今後とも国に強く要望していく。

一方、新たな事業活動の促進については、県内事業者のデジタル化の促進、新分野への進出、業態転換等の支援に、新たに取り組むなど、コロナの先を見据えた企業の変革を強力にサポートしていく必要があると考えている。県としてはこのような支援に軸足を置きながら取り組みを進めていくということで、施策の選択を行った結果だ。

（要望）

当初の休業要請に対する協力金8億2千万、新しい生活様式に対応するための応援金8億5千万、合わせて16億7千万が申請の想定を下回り減額補正されたとしている。これらについては1事業者につき1度きりしか申請ができないことになっており、また、事業規模についても全く考慮されていない。厳しい経営環境にある事業者を支援するために、何か方策はないか考えなければならない。全国知事会で、持続化給付金の延長を国に要望しているというものの、国の対応待ちということではなく、県独自の事業で、ひいては県民の暮らし、生命を守るために独自の対応をお願いしたい。



質問

今年度の資金管理の状況と財務事務の適正執行について



新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中において、これまでの資金管理の状況と今後の見通しについて！

答弁：平野会計管理者

今年度の資金管理については、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う県内業者の資金繰り等を支援するため、昨年5月から県の債務の支払日を繰り上げて、可能な限り早期に支払うこととしており、また、新型コロナウイルス感染症対策関連予算の補正など、収入及び支出の見通しを立てることが非常に難しい状況となっていることから、例年にも増して各部局と連携し、歳入の早期収納と歳出の適期支払に意を用いて行ってきたところだ。

資金管理において、歳計現金の残高が支払資金に足りない場合には、金融機関からの一時借入金等によって賄う必要が生じるが、今年度はこれまで、金融機関からの一時借入金は発生しておらず、黒字状態が続いており、歳計現金の残高は、1月末現在、349億円余りとなっている。

今後の見通しについては、例年、3月の支出額が大きいことから、引き続き、県の各種施策の円滑な推進を支えるため、各部局との情報交換、情報共有を図りながら適切な資金管理を行い、支払資金の確保に努めていく。



本県における財務事務の適正執行について、会計管理者の認識は！

答弁：平野会計管理者

財務事務の適正執行の確保については、平成21年2月に策定された「予算執行の適正化に係る改善措置」に基づき、研修の充実、自己点検の徹底と財務事務検査の強化など全庁を挙げて取り組んできた。

その間、監査の指摘事項等の件数は、平成20年度に225件だったものが平成30年度には144件まで減少しており、これまでの取組は、着実に成果を挙げているものと認識している。

しかし、令和元年度決算審査意見書において監査委員から、指摘事項等の件数が前年度に比較して33件増加していること、依然として事務手続の遅延など基本的事項における誤りが見受けられることなどのご指摘を受けたところだ。

また、このような誤りの傾向は、令和2年4月に導入された内部統制制度の下で実施している、財務に関する事務の自己検査結果にも表れており、財務事務の適正執行を所管する部署として重く受け止めなければならないと認識しているところだ。

質問

本県観光の振興について



これまでの県の宿泊キャンペーンの成果と、それを今後の国内誘客にどのようにつなげていくのか！

答弁：秋田観光国際戦略局長

県の宿泊キャンペーンについては、観光需要の回復及び事業者の事業継続とともに、各宿泊施設での感染防止対策の徹底や、より魅力的な宿泊プラン作成等の取組が進むことにより、今後の更なる誘客に向けた本県観光の基盤整備につながったものと考えている。

県内や北東北の居住者を対象に昨年7月から順次実施してきた「あおり宿泊キャンペーン」の2月末現在の総販売実績は、18万5,413人泊となり、域内観光が推進されたものと認識している。

また、2月に実施した参加事業者へのヒアリングでは、「感染防止対策を徹底し、安全・安心に宿泊いただける体制が整った」、「これまで少なかった県内のお客様など新規顧客開拓につながった」、「お客様への感謝、また来ていただきたいという気持ちから、従業員の接客意識・サービスの向上が図られた」などの声が聞かれ、事業継続とともに、宿泊施設のサービス水準の向上等が図られたものと考えている。

今後、全国からの本格的な誘客に向けては、激しい地域間競争も見込まれるが、本年度の成果である宿泊施設の感染防止対策の徹底や付加価値向上の取組等を生かしながら、域内観光を定着させるとともに、全国からの誘客を促進し、観光需要の着実な回復が図られるよう、関係者と共にしっかりと取り組んでいく。

目標3倍超 6万泊販売

県は18日、県内宿泊施設の利用を1人1泊500円割り引く県の宿泊キャンペーンのうち2月1日～14日に実施した県民対象のキャンペーンについて、目標の2万泊の3倍を越す6万1111泊分が販売されたことを明らかにした。同日の県議会委員会で菊池憲太郎委員（自民）の質問に答えた。

県民向け宿泊割引 2～3月

7月から実施してきた本年度のキャンペーン全体では、計19万2876泊分が販売された。2～3月のキャンペーンでは、参加220施設中146施設で完売したという。2021年度の実施時期について、井沼朗平課長は「新型コロナウイルスの感染状況や『G・T・Oトラベル』事業の動向など、本

新年度の実施時期「速やかに検討」

県観光を取り巻く環境を踏まえ、より効果的となるよう速やかに検討したい」と語った。井沼課長は委員会後の取材に、2～3月のキャンペーンが好調だったことに対し「冬季の誘客は課題だった。県民に協力いただき、ありがたかった」と強調。要因として、宿泊料の割引に加え、県産品カタログギフトの贈呈や、施設による観光プランの磨き上げを挙げた。

(東奥日報／令和3年3月19日)



コロナ禍で中止となった地域の祭りや観光イベントが再開されるよう、県は方向性を示すべきと考えるが、県の取組は！

答弁：秋田観光国際戦略局長

昨年来、開催中止となった多くの祭りや観光イベントが、感染防止対策に十分配慮した上で、安全・安心に開催できるよう、感染症や催事の有識者と祭りの主催者で構成する検討会を設置し、新しい生活様式に対応した本県独自のガイドラインの作成に取り組んできた。

このガイドラインは、感染症対策に関する最新の知見や国内外の先進的取組事例を参考に、弘前城雪燈籠まつりや十和田湖光の冬物語などの冬の祭りをモデルケースとして実証・検証を行い、開催内容に応じて、「参加観覧型」、「地域コミュニティ型」、「入場観覧型」の3類型に区分し、感染防止のために主催者が実施すべき事項や参加者に遵守を求める事項等を整理し取りまとめている。

県では、今月下旬に県内の祭り等の主催者6団体と共同でガイドラインを作成し、市町村や関係団体と共有し、それぞれの祭りや観光イベントの規模内容に応じて開催運営方法を検討する際の参考として活用していくこととし、引き続き市町村や関係団体と連携して、県内の祭りや観光イベントの再開を積極的に支援していく。

質問

無形民俗文化財の保護強化について



国では無形民俗文化財等の登録制度の新設を計画しているが、県ではどのような対応を検討しているか！

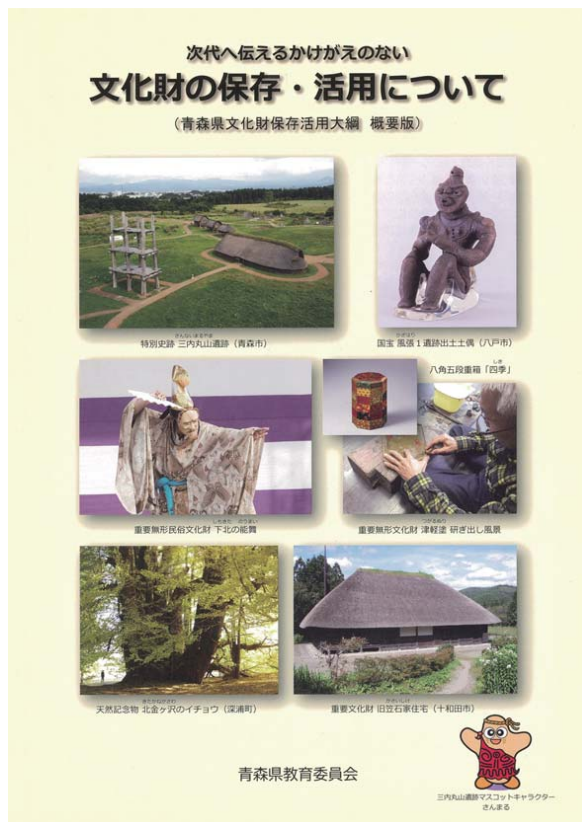
答弁：和嶋教育長

国においては、新型コロナウイルス感染症により、多様な無形の文化財について、公演等の継承活動に深刻な影響が生じていることから、迅速にこれらの登録を進め、保護の対象として支援を図るため、今国会に「文化財保護法の一部を改正する法律案」を提出し、無形民俗文化財等の登録制度を新設することとしている。

文化財の登録制度は、有形文化財の建造物を対象に平成8年に創設されたもので、文化財の保存を図りながら活用を推進するものであり、例えば、歴史的建造物について、外観を保ちながら内部をカフェに改装するなどの活用が図られている。

また、平成16年には有形文化財の美術工芸品や記念物にも対象を拡充し、今回、無形文化財及び無形民俗文化財も対象とすることで、幅広く文化財の裾野を広げて保存・活用を図ることとしている。

県教育委員会では、無形民俗文化財等の登録制度について、引き続き、国からの情報収集に努めるとともに、市町村と情報共有を図りながら、制度を有効に活用できるよう、検討を進めていく。



地域の担い手不足が問題となっている無形民俗文化財について、今後、県ではどのような支援を行っていくのか！

答弁：和嶋教育長

近年、過疎化や少子高齢化が進み、地域のつながりが希薄化しており、民俗芸能をはじめとする無形民俗文化財については、担い手不足により後継者の育成が課題となっている。

そのような中、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、本県においても、地域の伝統行事が中止や延期を余儀なくされており、民俗芸能を披露する機会が失われていくことで、技術の継承が危惧されているところだ。

県教育委員会では、これまで、無形民俗文化財の保存・継承を図るため、本県にとって重要な民俗芸能等を県無形民俗文化財に指定し、用具の新調や修理に対して助成を行ってきた。

また、民俗芸能の普及・啓発を図り、後継者を育成するため、「こども民俗芸能大会」を継続して開催してきたほか、「北海道・東北ブロック民俗芸能大会」に、毎年度1団体を派遣しており、今年度は両大会共に中止となったが、来年度は、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で対応していくこととしている。

さらに、新たに実施する「小学生による縄文遺跡と地域の文化財体験事業」では、縄文遺跡以外に民俗芸能等も取り上げることを検討しており、地元の活動団体と連携を図りながら、体験学習を通じ、小学生の文化財への興味・関心を高めるとともに、地域活性化につなげていきたいと考えている。

質問 下北地域の公共施設整備について

Q 国の令和2年度第3次補正予算で配分が決定した下北半島縦貫道路の事業進捗について！

答弁：三村知事

国の令和2年度第3次補正予算では、令和2年度当初予算の約1.5倍、下北半島縦貫道路としては過去最大となる約59億円が事業中の3工区に配分され、事業が大きく進捗することとなった。

特に、約24億円が配分されたむつ南バイパスでは、起点となるむつ市田名部から、むつ尻屋崎インターチェンジまでの2.1キロメートル区間について、令和4年度の部分供用を確実なものにするるとともに、他の2工区においても、軟弱地盤対策工事や盛土工事及び用地取得が大きく促進される。

一方、国が進める、野辺地町から七戸町の未着手区間については、2月12日の有識者会議で第2回目の計画段階評価が実施され、2つのルート案が示されたところであり、今後、アンケート調査等地域の意見聴取を実施し、概略ルートが決定される予定。

下北縦貫道に59億円

3次補正予算 天間林道は11億円

本県配分

国の令和2年度第3次補正予算の成立を受け、国土交通省28日、公共事業費の配分を発表した。本県の道路関係では、下北半島縦貫道路（全長約68キロ）のむつ南、横浜北、横浜南の3バイパス（B1）の整備に59億3千万円を配分。国直轄事業の上北自動車道の天間林道（8.3キロ）に11億6千万円を充てた。

〔一面参照〕
下北縦貫道への配分は、むつ南B1P（0.7キロ）に23億5000万円、横浜北P（1.4キロ）に15億8000万円、横浜南B1P（7.0キロ）に19億9千万円、むつ市から七戸町を結ぶ同縦貫道は地域規格道路で野辺地町より南は国直轄、それ以外は国が予算を補助し、県が国道279号と並行するように整備を進めている。天間林道には7億9千万円、新年度事業を前倒しで発注する「ゼロ国債」の

（このほか国道や県道などの土砂災害対策、橋やトンネルの長寿命化対策など）計127億5800万円、青森市の青森駅西自由通路整備（7億100万円）など、社会資本整備総合交付金による道路関係事業に計50億9777万円を配分した。（小橋敬）

（東奥日報／令和3年1月29日）

トルについて、今年度、木野部工区として事業着手し、測量、設計を進めている。

残る約14キロメートルの区間については、整備手法や工区設定、また、国道279号の現道沿いの集落から、バイパスへのアクセスルート等についての検討を進めている。

なお、この検討においては、内閣府より公表された日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルを踏まえた、県の新たな津波浸水想定を今年度中に策定する予定とされていることから、これを反映させた最適なルートの検討を行っていく。

菊池憲太郎議員
（自民）



①国道279号のバイパス化に向けた計画概要は②県内のサケ漁獲状況を
▽下村県土整備部長 むつ市大畑から風間浦村易国

間まで約16キロの区間のうち、事業着手した木野部工区2.2キロを除く約14キロについては、県が本年度中に策定する新たな津波浸水想定を反映し、最適なルートを検討する。

▽坂田農林水産部長 14年度は3千4千トで推移し、19年度は2013ト、本年度は1月末現在で1386トと減少。稚魚を適水温の時期に放流するため、飼育時間の短縮など新たな手法を普及させる。

（デーリー東北／令和3年3月9日）

Q 国道338号白糠バイパス及び大湊Ⅱ期バイパスの進捗と今後の予定について！

答弁：下村県土整備部長

国道338号白糠バイパスについては、現在、Ⅱ期工区2.9キロメートルにおいて、用地取得と改良工事を進めているところだが、事業予定地内に複数の共有地があり、その関係者の総数が、約1,600人に上ることから、用地の取得が難航している。

このため、現在、土地収用法に基づく事業認定の申請に向けた資料作成を進めているところであり、令和3年度中には認定庁である国との協議を開始したいと考えている。

国道338号大湊Ⅱ期バイパス3.7キロメートルについては、土地収用法に基づく事業認定が令和2年8月に告示された。

これを受け、県では、2月に桜木町側の1.1キロメートル区間について、青森県土地収用委員会に土地収用の裁決申請を行ったところであり、令和3年度上半期に裁決を受け、年内には用地の取得を完了する見込みだ。

Q 国道279号むつ市大畑地区から大間町間のバイパス化に向けた計画概要について！

答弁：下村県土整備部長

県では、下北地域の広域避難路の確保を図るため、平成24年度に、下北地域広域避難路確保対策の計画を策定し、計画的に整備を進めてきたところだ。

この中で、国道279号の代替路線として長期計画に位置づけられた、むつ市大畑地区から風間浦村易国間までの約16キロメートルについては、全線をバイパスとして優先的に整備する方針とし、このうち、むつ市側2.2キロメー

再質問

下北地域の公共施設整備についての再質問
予想以上に当初予算の1.5倍の配分が実現した。
地域としては、一気に進展が図られることを期待している。この予算で事業をどのように推進していくのか。

答弁：下村県土整備部長

下北半島縦貫道路については、多数の共有地における用地取得の難航や軟弱地盤対策が課題となっていた。この内、用地取得については、むつ南バイパスにおいて平成30年度に用地取得が完了した。横浜南バイパスにおいては、土地収用のための事業認可の取得が完了。また、横浜北バイパスにおいても、先月、事業認可を国に申請したところであり、用地取得に向けた取り組みは着実に進んでいる。

一方、軟弱地盤対策はこれまで多額の費用が課題となっていたが、今回の第3次補正予算で、当初予算の約1.5倍となる約59億円が配分されるなど、今後も5か年加速化対策による重点的な予算配分が期待されることだ。

また、5か年加速化対策、高規格幹線道路等のミッシングリンクの解消に取り組むこととしていることから、むつ市内の未着手区間において早期事業化を国に強く働きかけていきたい。

(要望)

予算が付いたはいいが、用地問題が解消されないのでは何の意味もない。職員の方々もそういったところにあてがうような方策をお願いしたい。

また、適正に工事を発注していくためには、現在の県土整備の職員の人数だけでは足りないのではないかと想像されるので、職員の適正配置をお願いしたい。そして、工事の発注についてもスムーズに進めてほしい。



質問 県内航路の維持について



蟹田・脇野沢航路の維持・活性化に向けて、県はどのように取り組んでいくのか！

答弁：柏木副知事

下北半島と津軽半島を約1時間で直接結ぶ蟹田・脇野沢航路は、両半島の地域振興や交流人口の拡大、広域周遊観光などの面で、大きな役割を担っている航路だ。

同航路を運航するむつ湾フェリー株式会社は、コロナ禍を受けて、昨年は通常運航期間約6か月半のうち2か月間運休したことや、移動自粛等により主な利用者である県外観光客が大幅に減少したことから、収入が例年の約26パーセントにまで減少し、大変厳しい状況となっている。

県では、今年度、コロナ禍に対応した緊急かつ臨時的な措置として、船体の維持に最低限必要となる経費を支援してきたが、コロナ禍の影響が長期化する中であっても、同航路の運航が継続できるよう支援を拡充することとしている。

また、同社による需要回復に向けた取組を支援することが重要であると考えており、コロナ禍の状況を見極めつつ、首都圏等の旅行会社に商品造成を働きかけるほか、新たに近隣県発着の旅行商品造成の促進に取り組むとともに、関係市町村と連携しながら各種キャンペーンやモニターツアーなどを実施して、県としても可能な限り同航路の利用促進に取り組んでいく。

質問 本県沿岸における漁業の振興について



サケ漁業の振興について

(1) 近年のサケの漁獲状況と減少要因について！

答弁：坂田農林水産部長

県が市町村を通じて実施している調査によると、本県沿岸におけるサケの漁獲数量は、平成26年度から平成30年度までは3,000トンから4,000トン台で推移していたが、昨年度は2,013トンに減少した。

今年度は、ほぼ漁期が終了した1月末現在で1,386トンとさらに減少しており、平成30年度までの5か年平均3,770トンからは、約6割減少している。

昨年度以降の漁獲数量の減少について、県産業技術センター内水面研究所では、昨年度に回帰したサケが放流された平成28年以降、放流時期である春先の海水温が平年より高く推移したことにより、稚魚が十分に成長できず、生存率が低下したことが一因であると分析している。

(2) サケ資源の増大に向けて、県はどのように取り組んでいくのか！

答弁：坂田農林水産部長

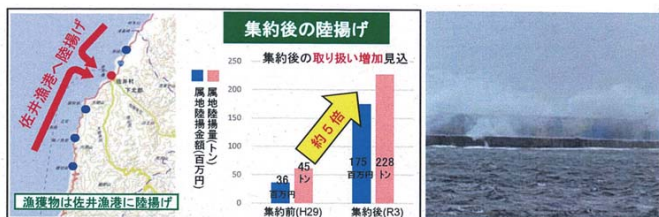
本県では、サケ資源の増大に向けて、放流する稚魚を生産するための卵を、主に河川に遡上したサケから確保していたが、昨年度、河川でサケの捕獲量が著しく減少したことから、沿岸で漁獲されたサケからの採卵量を緊急的に増やしたところだ。

安定したふ化放流体制を構築していくためには、河川に遡上したサケからの採卵を基本としつつも、沿岸で漁獲されたサケからも採卵し、安定した供給が必要なことから、今後も、ふ化増殖団体と沿岸漁業者の相互理解を深め、関係者一丸となった取組を進めていくこととしている。

また、各ふ化場に適した稚魚の飼育密度を検証し、ふ化場の能力に合わせた生産数量を設定するとともに、稚魚を適水温の時期に放流するため、採卵時期を早め、さらに飼育期間の短縮技術を組み合わせた新たな手法を普及し、稚魚の適切な時期・サイズでの放流を徹底することで、サケ資源の増大を図っていく。

事業名：水産生産基盤整備事業

地区名：佐井地区 佐井漁港(青森県佐井村) (第4種)



佐井村5漁港の機能集約

北防波堤からの越波で港内の静穏度が悪い

漁業活動の安全性・効率性の向上

- ①沖防波堤 (新設)
- ②-2.0m物揚場 (新設)
- ③-3.0m岸壁 (改良) 防雪防暑施設
- ④増殖場(藻場) (新設)



降雨や直射日光で水産物の品質の低下を招いている

岸壁の天端高が高いため、陸揚げ作業時の肉体的負担が大きい

魚類の育成場やウニ、アワビ等の棲み家となる藻場



海面魚類養殖を支援する漁港整備について

(1) 佐井漁港において、サーモンなどの海面魚類養殖を支援する整備を行う経緯と内容について！

答弁：坂田農林水産部長

佐井漁港では、近年、大型化する低気圧や台風に伴い防波堤を越える高波、いわゆる越波があることから、漁船を安全に係留できる漁港施設の整備が必要となっている。

加えて、佐井村漁業協同組合では、漁業者の高齢化や漁獲量の減少などを踏まえ、漁業経営の安定を図るため、漁港を拠点とした海面でのサーモン養殖の取組を検討したところ、周辺海域には魚類養殖に適した静穏な水域がないことが課題として挙げられた。

このため、昨年4月に、佐井村と佐井村漁業協同組合から、県に対して、漁港内への越波の防止とともに、海面魚類養殖に適した水域造成の整備等についての要望があった。

これを受けて、県では、令和3年度から国の補助事業を活用し、現在の防波堤の沖側に新たな防波堤を整備することで、静穏な水域を確保するほか、岸壁に屋根を整備し、雨や雪、直射日光を遮り、水揚げする水産物の品質保持を図るなど、サーモンなどの海面魚類養殖を可能とする漁港整備に取り組むこととしている。

質問

がん対策について



がん死亡率が全国ワースト上位の状況が続いていることについて、県の見解と今後がん対策にどのように取り組んでいくのか！

答弁：有賀健康福祉部長

本県のがんの75歳未満の年齢調整死亡率における最近の傾向としては、男性は改善傾向にあるものの、女性は令和元年の乳がんによる死亡率が平成7年以降最も高くなるなど悪化傾向にある。部位別では、働き盛り世代である50歳代以降の罹患が増えている大腸がんの死亡率が全国に比べ高い状況が続いている。

このため、来年度は、女性のがん検診の受診を後押しするため、女性医師や女性のがんサバイバーを講師に迎えワークショップを開催するほか、がん検診を受ける機会が少ない扶養家族向けの効果的ながん検診の啓発方法について、保険者等と協議することとしている。

さらに、事務所の代表者等を対象としたがん対策トップセミナーを開催し、企業ががん検診に取り組むメリット等を啓発し、職域における働き盛り世代のがん検診を推進していくこととしている。



青森県は新年度から、がんの死亡率低減を図るために、

がん検診精度向上を

青森県 要綱作成へ新事業

「科学的根拠に基づいたがん検診推進事業」を行う。県医師会や事業を委託された弘前大が中心となって推進委員会を設置し、効果的な検診を行うための要綱を作成。8月ごろまでに要綱を基にした具体的な対策を三村知事

三村申吾知事（右）が、がん検診推進事業について説明する。福田眞作弘前大学学長（中央）も合わせ計約107.9万円を貸与している。

に提言する予定。25日、弘前大の福田眞作学長や県医師会の高木伸也会長らが県庁を訪れ、三村申吾知事に事業の概要や狙いを説明した。

（デーリー東北／令和3年3月26日）

質問 県の医師不足対策について

弘前大学医師修学資金の貸与状況について伺いたい。

答弁：有賀健康福祉部長

本修学資金制度においては、平成17年度の制度開始からこれまで、420名に貸与している。

令和2年10月1日時点の内訳は、

- ・弘前大学に在学中 157名
- ・県内の医療機関に勤務中 161名
- ・義務満了等による返還免除 44名
- ・返還 45名
- ・その他 13名

となっている。

医師の県内定着に向けた県の取組について伺いたい。

答弁：三村知事

私は、本県の医療を将来にわたって持続可能にしておくために、地域全体で医師及び医師を志す若い人たちをしっかりと支え、育成するという基本的考え方のもと、平成17年に策定した「良医を育むグランドデザイン」に基づき、様々な対策に取り組んできた。

まず、医学生に対しては、医師修学資金貸与による支援を行ってきたほか、弘前大学医学部医学科の1年生、5年生に対し、私の方から直接、県の医療施策等を説明し、卒業後の県内定着を促してきた。

また、県内の臨床研修病院の魅力を県内外にPRする合同説明会の開催や、臨床研修の質を高めることを目的とした臨床研修医セミナーの開催などに取り組んできた結果、今年度の臨床研修医採用者数は、平成18年

度に比べ36名多い86名となった。

私としては、これら多くの若手医師が、県内で勤務しながらキャリアアップできるよう、医師の育成と定着にむけたより一層の取組を、弘前大学、医師会、市町村等と連携し、進めていく。

弘大医師修学資金28人離脱

県制度08〜19年度 半数が県外で勤務

「一時期にわたって県内の病院に勤務することで返還が免除される、県の貸付金制度（弘前大学医師修学資金制度）を利用した326人のうち、8・5％にあたる28人が貸付金を一括返還し、県外で就職するなど「離脱」していったことが、県への取材でわかった。厚生労働省によると、離脱率は全国平均の4・6％を上回り、地域医療の担い手を育成する制度の課題が浮き彫りになった。

「キャリア形成できない」

県によると、この制度で、田を貸し付ける「特別枠」は現在、弘前大学医学部医学科の卒業生などを対象に入学金、授業料、奨学金27人に貸した学生に対し、入学金、授業料などを貸与している。貸与方式は、入学金と6年間の授業料計34.9万円を貸し付ける「一般枠」、生活費として奨学金月10万円を貸し付ける「奨学枠」も合わせ計約107.9万円を貸与している。

県によると、2008〜19年度に弘前大学医学部の学生計326人がこの制度を利用して、そのうち28人が貸与された金額と連約（原則9年間、指定された県内の医療機関で勤務）を返還して離脱した。離脱した28人の内訳は、14人、「辞退」8人、「留年」5人、「退学」1人。

県外の医療機関で勤務した14人は、「一般枠」10人、「奨学枠」4人だった。県によると、離脱理由は「医師としてキャリア形成できない」「地元で働きたい」「パートナーが県外で就職する」などが考えられる。

（読賣新聞／令和3年1月20日）

質問 八戸学院野辺地西高等学校の重大事態に係る再調査について

再調査に係るいじめ調査部会のこれまでの対応状況について伺いたい。

答弁：佐々木環境生活部長

八戸学院野辺地西高等学校の重大事態に係る再調査を行っている青少年健全育成審議会いじめ調査部会では、昨年12月8日に再調査の調査審議に係る最初の部会を開催して以降、これまでのところ9回にわたって部会を開催し、また、再調査において実施することとなった追加調査を行ってきたところだ。

部会では、再調査に当たっての基本的な考え方や論点等の整理を行い、一次調査で収集された資料等の確認を行った上で、追加調査の内容を決定し、聞き取り調査、アンケート調査、資料収集を行い、その結果について審議を行っている。

なお、再調査に当たっては、保護者に対して、再調査の目的・目標、再調査の主体、再調査の時期・期間、再調査における追加調査事項・追加調査対象、追加調査の方法、再調査結果の提供など、再調査の方針を直接御説明し、理解を得た上で実施している。また、アンケート調査票の内容や聞き取り調査の依頼文について

も、事前に保護者にお示しし、御理解をいただいている。
さらに、部会開催の都度、審議の概要や今後の予定等を保護者にお伝えしているところであり、引き続き、保護者に対する適時・適切な情報提供に努めていく。

Q 保護者が再調査結果を不服とした場合どのような対応となるのか伺いたい。

答弁：佐々木環境生活部長

現在、いじめ防止対策推進法第31条第2項に基づき、同法第28条第1項の規定による調査、いわゆる一

次調査の結果について、再調査を行っているところだ。
同法では、再調査の結果に対して保護者等が不服を申し立てる条項はなく、また、行政不服審査法に基づく不服申し立てについては、いじめ防止対策推進法の規定に基づく再調査は、公権力の行使に当たる行為である処分、若しくは不作為に該当しないため対象とならないと考えられる。

従って、県としては、再調査結果について保護者に御理解をいただけるよう、調査内容を丁寧に説明するといった対応をしていくことになると考えている。

いじめ認定「良かった」

野西高生 自殺 両親、再調査に納得



山田武さんの遺影の前で取材に応える父親の兄さん=30日、東通村

2019年に八戸学院野辺地西高2年の山田武さん(当時17)が自殺した問題で、青森県青少年健全育成審議会いじめ調査部会が30日公表した再調査報告書は、山田さんに対する一部の行為をいじめと認定し、学校側が設置した第三者委員会の「いじめはなかった」とする結論を覆した。父親の兄さん(58)と母親の早苗さん(50)は同日、県側から再調査の報告書を受け取った後、東通村の自宅へ報道陣の取材に応じ、「いじめが認められたことは良かった」と再調査結果に納得していた。

兄さんは、息子が冬休み日不明に命を絶つたことと明けの登校日だった月16日言及、「学校に行きたくな

心身の苦痛はいじめ 実効的ないじめ対策不可欠

八戸学院野辺地西高2年だった山田武さん(当時17)が自殺した問題で、青森県青少年健全育成審議会いじめ調査部会が設置した第三者委員会の「いじめに当たらない」とした行為をいじめと認定した。第三者委員の報告書では「仲間内の冗談」との趣旨で処

理されたが、再調査では本人が心身の苦痛を感じたとされる行為は全て「いじめ」として認定された。山田さんの思いに最大限寄り添う形で結論を出した。いじめと認定した行為のうち、「死ね」と書かれたタヌキ、筆箱に性的な言葉が彫られていたことについて、第三者委員は「友人同士

で日常的に「死ね」と言い合っていた」「山田さんが苦痛を感じた形跡がない」として。一方、「使い走り」をさせられていた事実も再調査で新たに発覚。調査部会は、第三者委員の調査で十分な検証が行われていなかったと指摘。第三者委員の調査が自殺から半年以上後に

開始されたこと、期間も約1年間に及んだことから「早期に着手すべきだった。不備があった」と疑問を投げかけた。いじめは自殺の直接的な原因ではないと認めつつも、高校生が自ら命を絶つた事実を学校関係者は「受け止める必要がある。部会長たちの「SOS」を発する力、大人が「SOS」を感じ取る力」を育てるなど、いじめ予防のため、より実効的な対策が求められる。

【取材地】八戸市東通村

いじめがあった。自殺する原因は、いじめによる割合が大きかったはずだ」と不満を漏らした。また、原因の一つとしていじめが認められたことには、武の名譽のためにも良かった」と語った。

再調査でいじめ行為の一つとして認定されたノートの切れ端の「死ねよ」の記述を巡るやりとりについて、学校側は「仲間内の冗談」とい認識で、第三者委員も同様の見解だった。

早苗さんは「冗談と受け取らないという。軽々しく使つてはいけない」と訴えた。民事裁判も検討しているという。いじめがなかったと主張した。いじめがなかったと主張した。いじめがなかったと主張した。

【いじめと自殺の関係】
1. 自殺の原因としていじめが認められた場合、いじめが自殺の直接的な原因となることがある。いじめが自殺の直接的な原因となることがある。いじめが自殺の直接的な原因となることがある。

令和3年度 むつ下北地域関連 主要事業概要

◆ 予算規模

一般会計当初：7,186億円
R2年度補正：533億円
実行予算合計：7,719億円

- 新型コロナウイルス感染症対策関連経費の増。
- 3年連続のプラス予算となる。前年比5.4%増（過去最高）
- 令和2年度2月補正予算を加えた「実行」予算でも、前年度を上回る。

◆ 予算編成の考え方

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止を最優先に、検査・医療提供体制の確保に万全の対応を図る・・・県民の命を守る。
- 雇用の維持や事業継続へ支援する。・・・県民の生業と暮らしをしっかりと下支えする。

道路整備事業

(単位：百万円)

国道改築	国道279号	下北縦貫むつ南BP 土工外	1,471
	"	木野部工区 調査設計	60
	国道338号	大湊Ⅱ期工区 用地補償外	72
	"	白糠工区 道路改良工	62
道路建設改良	薬研佐井線	道路改良工・舗装工外	205
	川内佐井線	防雪施設整備	1,104
災害防除	古野大川目線	道路改良工 舗装工	212
	むつ恐山大畑線	落石対策工	20
交通安全施設	川内佐井線	法面对策・擁壁	82
	風間浦村	国道279号落石斜面法面对策	144
	川内町田野沢	国道338号歩道 切土法面工	103
	川内町宿野部	国道338号視距改良	68
	海老川新町線	歩道 側溝整備・舗装工	50
	大間町興部	国道338号視距改良	13
	東通村田屋	流末排水整備	9
	東通村尻労	側溝整備	7
橋梁補修	上正津川橋	国道279号 耐震補強	140
	田名部赤坂橋	むつ尻屋崎線 橋梁架替	240
	大間町奥戸橋	国道338号 耐震補強	100
	佐井村長後	三幸橋・七曲橋 長寿命化	30
舗装補修	国道338号	佐井村原田外	60

(単位：百万円)

新型コロナウイルス感染症対策関連経費 (全県)

新型コロナウイルス感染症検査体制強化事業費	392
地域外来・検査センター設置運営事業費	34
新型コロナウイルス感染症対策設備等整備事業費	1,576
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費	22

下北地域広域避難路確保対策事業費 (単位：百万円)

下北地域広域避難路基本調査費	20
下北地域広域避難路確保対策事業費	1,518

電源三法交付金関連経費 (単位：百万円)

原子力発電施設等立地地域基盤整備支援 (むつ市)	365
--------------------------	-----

地域支援重点事業 (単位：千円)

◆「つながる・ひろがる下北人」プロジェクト事業費	3,501
◆地域でつながる下北子どもスマート事業費	1,717
◆新規就農者が支える下北「夏秋いちご」産地力強化事業費	2,140
◆持続可能な下北の畜産業構築事業費	1,378
◆下北の機焼け場に特化したうに周年生産モデル事業費	3,191
◆いつでもどこでも下北観光情報発信事業費	4,325

河川・砂防・海岸・港湾関連事業 (単位：百万円)

海岸浸食対策	むつ市烏沢海岸人工リーフ	200
総合流域防災	大間町奥戸川 樋門設計外	30
事業間連携砂防	東通村中白糠沢 えん堤工	35
大規模更新河川	新田名部川水門更新	240
急傾斜地対策	風間浦村甲平ノ下地区法面工	100
"	大佐井川目1号地区法面区	30
海岸維持	大利海岸消波堤工	50
"	風間浦村桑畑海岸護岸工	22
海岸堤防補修	川内港 波返工補修	20
地方創生港整備	大間港根田内 波除堤整備	42
"	佐井村仏ヶ浦港防波堤整備	138

農村整備事業 (単位：千円)

ため池整備	田名部・大利 地質調査外	32
農地整備	田名部農道工 舗装打替	20
中山間地域整備	大間町風間浦村佐井村	559

漁港漁場整備事業 (単位：千円)

水産環境整備	佐井大間東通外 漁礁等	105
水産生産基盤	尻屋 岸壁新設外	250
水産物供給基盤	大間町下手浜 突堤補修	100
漁港施設機能	易間東防波堤改良	115
集落環境整備	佐井牛滝 下水道	50

発行者 **菊池憲太郎事務所**

〒035-0021 むつ市田名部品ノ木34-68

TEL 0175-33-8544 FAX 0175-23-3339